

本別町地域材利用推進方針

本別町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、国の公共建築物における木材の利用の推進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「基本方針」という。）及び北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物等における利用の促進を図るため、基本的事項等を定めるものである。

第1 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備は、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在も木材の利用は低位にとどまっている。

このため、公共建築物は可能な限り木造化または内装等の木質化（注）を図る考えの下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における地域材の利用の促進に努めるものとする。

（1）町の役割

町は町内の公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づき公共建築物で地域材の利用を行った場合は効果等について情報発信を行うなど、実施状況を明らかにするよう努めるものとする。

（2）関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

町以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針を踏まえ、町が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

（3）地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要で、林業関係者は町が講ずる関連施策に協力しつつ、本別町森林整備計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業を行うものとする。

また公共建築物を整備する者は、地域材の積極的な利用に努めるものとする。

（注）この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当り、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当り、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

（1）町が整備する公共の用又は公用に供される建築物

これらの建築物には、学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業に供される庁舎、職員の住居の用に供される職員住宅等が含まれる。

（2）町以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる施設の建築物が含まれる。

2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

（1）建築材料としての地域材の利用促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについては木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第2の1の（1）及び（2）に記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や地方公共団体の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

（2）建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。ただし、地域材製品の入手が難しい場合はこの限りではない。

3 町の取組

町は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、地域材の確保に向けた独自の施策の充実を図り、国及び北海道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合と比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討するとともに、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害緊急対策活動等に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

第3 町が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

町が整備する公共施設の木造化・木質化等を進めるに当たっては以下によるものとする。

(1) 木造化及び木質化の推進

第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、防火・保安上の理由等から困難な場合を除き、可能な限り木造化を図るものとし、その場合の対象施設は別表1によるが、関係法令等で制限がある場合はこの限りではない。

なお、内装等の木質化が適切と判断される部分については、地域材の使用に努めるものとするが、地域材の原材料や製品の確保や入手が難しい場合や関係法令等で制限がある場合はこの限りではない。

また、別表1に掲げる建築物以外の施設であっても、積極的に木造化を検討するものとする。

(2) 木質家具等の導入の推進

町が整備する公共建築物において使用する家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。ただし、地域材製品の入手が難しい場合はこの限りではない。

第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給確保に関する基本的事項

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、林業関係者と連携し森林整備を促進し、林内路網の整備、施業の集約化等による生産性の向上に努めるものとする。

第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

町は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

1 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・

経済両面に貢献するものであることから、地域材の利用を促進するものとする。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進

町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するものとする。

3 農業用施設では地域材の利用の促進

農業は、本町の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、農業用施設等において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

第6 その他必要な事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物等における地域材の利用の推進体制

町の公共建築物等における地域材の利用の促進のため、関係部局の連携を図り、情報の共有化に努めるものとする。

(別表1)

町が整備する公共建築物の木造化・木質化等対象施設

区分	対象施設等
1 木造化を推進する建築物	学校、社会教育施設（図書館、公民館等）、運動施設（体育館等）、 社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、医療施設（病院）、集会場、公営住宅、 職員住宅、研修施設、倉庫
2 木質化を推進する施設	上記1の対象施設のうち非木造施設の内装等（対象施設の主たる箇所） 居室（教室、職員室、相談室、音楽室、図書室、リハビリ室、食堂、病室、 待合室、展示室、資料室、会議室、講堂、研修室、応接室、宿泊室等）、 ロビー、玄関、廊下の壁面及び床、更衣室・トイレ等の壁面
3 木質家具等の導入を推進する施設	上記1の対象施設の机、椅子、収納家具、掲示板等 各施設の新・増改築及び家具の更新時に導入を推進する。

(1) 第2の2(2)・第3の(2)(再掲)

ただし、地域材製品の入手が難しい場合はこの限りではない。

(2) 第3の(1)(再掲)

上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。

(3) 第3の(1)(再掲)

防火・保安上の理由等から困難な場合を除く。

(4) 第3の(1)(再掲)

関係法令等で制限がある場合はこの限りではない。なお、内装等の木質化が適切と判断される部分については、地域材の使用に努めるものとするが、地域材の原材料や製品の確保や入手が難しい場合や関係法令等で制限がある場合はこの限りではない。

(5) 第6の1(再掲)

本表の適用に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。